

令和2年度 弘前大学医学部附属病院 緩和ケア研修会のご案内

●目的

がん等の診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアについて正しく理解し、緩和ケアに関する知識や技術、態度を修得することを目的とする。



●開催形式

事前に「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会 e-learning」のサイトにて「**e-learning**」を受講し、ワークショップの部分を「**集合研修**」で行う形式となります。

☆ 詳細は別紙または厚生労働省PEACEプロジェクトホームページをご確認ください。→ (<http://www.jspm-peace.jp/>)

◎集合研修について

- 日時 **令和2年9月19日(土) 8:30~17:30**
(受付開始 8:00~)
- 会場 弘前大学医学部附属病院 外来診療棟5階 **大会議室**
- 参加費 無料
- 対象および募集定員 青森県内でがん等の診療に携わる医療従事者で、**規定のe-learning 研修の受講を修了した者** 先着18名
※申込み時に **e-learning 修了証書** の添付が必要です。
詳細は別紙または厚生労働省PEACEプロジェクトホームページをご確認ください。→ (<http://www.jspm-peace.jp/>)
- 募集期間 令和2年7月1日(水)~令和2年8月31日(月) 申込書必着
(ただし定員に達し次第締め切ります)
- その他 参加申込書は当院HPに掲載しております。
(http://www.med.hirosaki-u.ac.jp/hospital/what_n/20200919_kanwakea.pdf)



※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の状況により、やむを得ず中止・延期となる可能性があります。

主催 : 弘前大学医学部附属病院 (企画責任者:腫瘍内科 佐藤 温)

問合せ・申込先 : 弘前大学医学部附属病院 医事課 菊池

TEL:0172-39-5215 FAX:0172-39-5216

(月~金曜日 8:30~17:00)

令和2年度 弘前大学医学部附属病院緩和ケア研修会参加申込書

ふりがな		性別	□男・□女
氏名			
生年月日	年 月 日	(満 歳)	
勤務先・所属	(勤務先名称・所属)		
(連絡事項等の書類は、 勤務先に送付します。)	----- (住所) 〒 —		
	TEL	— —	(内線)
	メールアドレス	@	
緊急連絡先(携帯等)	TEL — —		
※やむを得ず会場変更等の 緊急連絡をする場合がありますので、必ずリアルタイムで本人に連絡できる連絡先を記入願います。	メールアドレス	@	
専門領域等	専門領域		
職種	医師・看護師・薬剤師・その他 ()		
経験年数(うち がん診療経験年数)	年(うち、がん診療経験年数 年)		
医籍登録番号または 歯科医籍番号	*医師・歯科医師の方のみご記入ください。(必須)		
本院所属の方は研修会修了者名をHP等で公表いたします。 <small>外部機関所属の方は、氏名・所属の公表に同意しない場合は○で囲んでください。</small>		公表について同意しません	
昼食(弁当)の注文 (右記に○印を付けてください)	9月19日の昼食を注文《 <input type="checkbox"/> します・ <input type="checkbox"/> しません 》 ※ 昼食は1食1,000円(ペットボトルのお茶付き)を予定しています。 当日受付の際にお支払い願います。		

※ 申込書は：令和2年8月31日(月) 下記あて郵送(必着)・FAXにて送付願います。
(e-learning 修了証を必ず添付してください。)

※ 研修期間中は、**途中退席は認めません**のでご注意ください。(研修修了に必要な単位を与えることが出来ません)

【申込書提出先】〒036-8563 弘前市本町53
 弘前大学医学部附属病院 医事課医事担当(菊池)
 TEL 0172-39-5215(直通) FAX 0172-39-5216

●新指針に準拠した緩和ケア研修会受講の流れ●

e-learningを受講する

- 受講者はまずe-learningサイトに受講者登録を行う
 - 医師・歯科医師用の登録フォーム
 - 医師・歯科医師以外の登録フォーム
 - すでに緩和ケア研修会を受講済の人も登録することが可能

eラーニングは、パソコンからはもちろん、タブレットやスマートフォンでも受講が可能です。

研修会を受講するには、まずeラーニングサイトに受講者登録を行う必要があります。

医師・歯科医師と、それ以外の医療従事者では、登録フォームが異なりますので、注意が必要です。

また、すでに緩和ケア研修会を受講済みの方も、継続学習のため、新たにeラーニングサイトに登録することが可能です。

まず、eラーニングのトップページの新規登録部分から、医師・歯科医師の方は「医師・歯科医師」ボタンを、それ以外の医療従事者の方は「医師・歯科医師以外の医療従事者」ボタンをクリックします

ここでは「医師・歯科医師」ボタンをクリックしてみましょう

eラーニング新規登録フォームが表示されます。

赤色の米印がついている項目は、必須入力項目となっています。

必要な情報をすべて入力していきます

医師・歯科医師の場合には、医籍・歯科医籍番号の入力も必要ですので、ご準備ください。

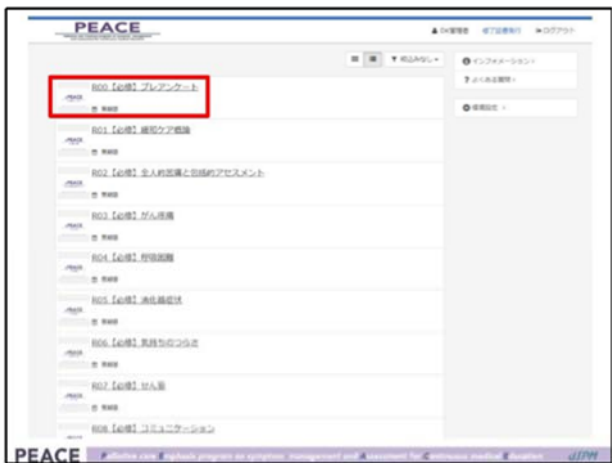
なお、ログインIDは、修了証書等にも記載されることとなりますので、あまり変なIDにしない方が良いでしょう。

必要な項目の入力が済んだら、個人情報の取り扱いについての注意を読み、同意の上で「同意する」にチェックをし、次の画面に進むボタンを押します。

これでe-learningサイトの登録が終了します。



登録が済んだら、いよいよeラーニングコンテンツを受講できるようになります。eラーニングのトップページの受講者ログイン部分に、先ほど登録した、ユーザーIDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックします。

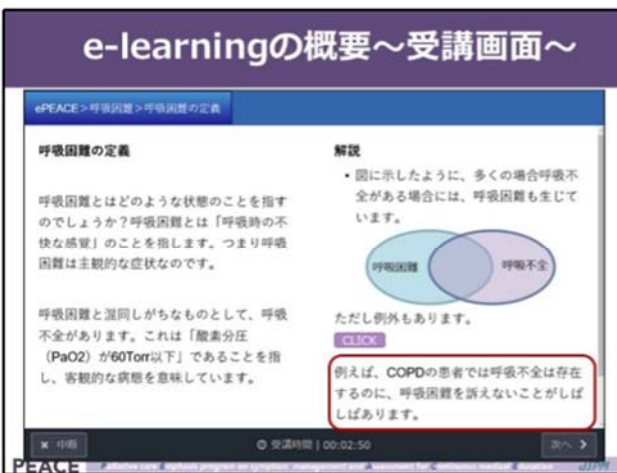


すると、このようなメニュー画面が表示されます。

まず、「プレアンケート」のコンテンツをクリックします。このプレアンケートを終了しなければ、ほかのコンテンツを見ることができませんので注意が必要です。

プレアンケートに回答後は、全てのコンテンツを自由な順番で見ることが可能です。

コンテンツについて、簡単に紹介しておきましょう。



eラーニングのコンテンツは、従来よく見られたような、講義を聞く形式のものではなく、テキストを読み進めていくものとなっています。

画面の所々には、「クリック」ボタンが配置され、ここをクリックすると追加の情報が表示されたりします。このように、受講生が主体的に参加しながら、学んでいくことができる作りとなっています。

さらに深く学びたい人のため、主要論文はPubMedへのリンクが貼られアブストラクトが読めるようになったりもしています。



従来の研修会では、お隣の人と話し合っ意見を出し合ったりしていたのですが、そのように自分が考える時間を作るため、画面のようにテキストを打ち込んで進めていく部分もあります。

e-learning修了テスト

- 必修10コンテンツ、選択5コンテンツのうち2コンテンツ以上（合計12コンテンツ以上）を受講し、修了テストを受講する
- 修了テストは各コンテンツの到達度テストの問題から出題される
- 基準に達すると合格
 - 不合格の場合には再受験も可能

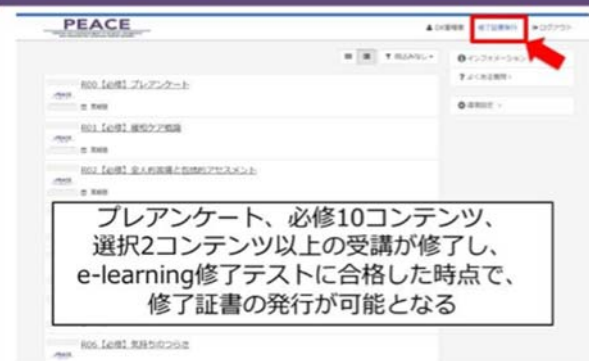
PEACE

必修の10コンテンツと、選択5コンテンツのうち2コンテンツ以上、つまり合計12コンテンツ以上を受講したのち、修了テストを受講します。

修了テストは、それぞれのコンテンツの到達度テストの問題から出題されます。

合格基準に達すると合格となります。不合格の場合には、できなかった問題を復習し、再受験をしてください。

e-learning修了証書発行の仕組み



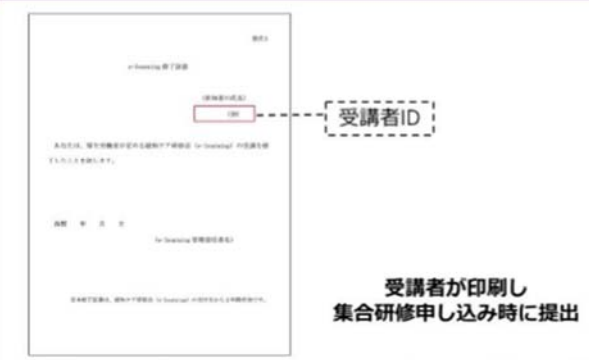
プレアンケート、必修10コンテンツ、選択2コンテンツ以上の受講が終了し、e-learning修了テストに合格した時点で、修了証書の発行が可能となる

PEACE

プレアンケート、必修10コンテンツ、選択2コンテンツ以上の受講が終了し、e-learning修了テストに合格した時点で、修了証書の発行が可能となります。

画面右上に表示されている「修了証書発行」ボタンをクリックすることが可能になりますので、このボタンをクリックして、修了証書を発行してください。

e-learning修了証書



受講者ID

受講者が印刷し
集合研修申し込み時に提出

PEACE

修了証書はご自身のパソコンから印刷をします。

修了日は、修了証発行要件を満たすこととなった日（プレアンケート、必修10コンテンツ、選択2コンテンツ以上の受講が終了し、e-learning修了テストに合格した日）となります。

e-learning修了証書の有効期間は2年間であることを注意してください。

集合研修の申し込み

- 集合研修の申し込みを行う
 - 申し込み時にe-learning修了証書の提出が必要
 - e-learning修了証書の有効期限は2年間

PEACE

e-learning修了後に、がん診療連携拠点病院を中心に開催されている、集合研修への申し込みを行います。

繰り返しになりますが、集合研修申し込み時に、e-learning修了証書が必要です。また、e-learning修了証書の有効期限は2年間と定められており、2年以内に開催される集合研修を受講するようにしてください。